

## 令和6年度佐用町自動録音電話機等購入補助事業のご案内

### 1. 事業目的

近年、兵庫県内において、高齢者等を狙った特殊詐欺被害が増加しています。そのような情勢を踏まえ、佐用町では、「自動録音電話機等購入費補助事業」を実施します。

### 2. 事業内容

#### (1) 補助対象者

- ・佐用町内在住の65歳以上または認知症の判定を受けたかた。
- ・上記のかたと住民票上同一世帯のかたでも申請可能です。

※補助金の申請は1世帯につき1台とします。



#### (2) 募集期間

令和6年4月1日～令和7年1月31日

※補助金交付件数が補助予定台数を超えた時点で募集を終了します。

#### (3) 補助対象となる機器

- ・**令和5年12月13日以降**に購入（オークションやフリマアプリ等を除く）された自動録音電話機及び外付け録音機

※自動録音電話機及び外付け録音機とは、呼び出し音が鳴る前に相手に対して、「この電話は防犯のため録音されます。」等の警告メッセージを流し、その後、受話器をとると以降の会話を録音する機能が付いている機器です。

※スマートフォンや携帯電話は補助対象外です。

※スマートフォンや携帯電話は補助対象外です。

対象となる機器については、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話機推奨目録」に記載されている固定電話機、又は固定電話機に設置する機器を参考にしてください。 (<https://www.bohan.or.jp/>)

#### (4) 補助金の額

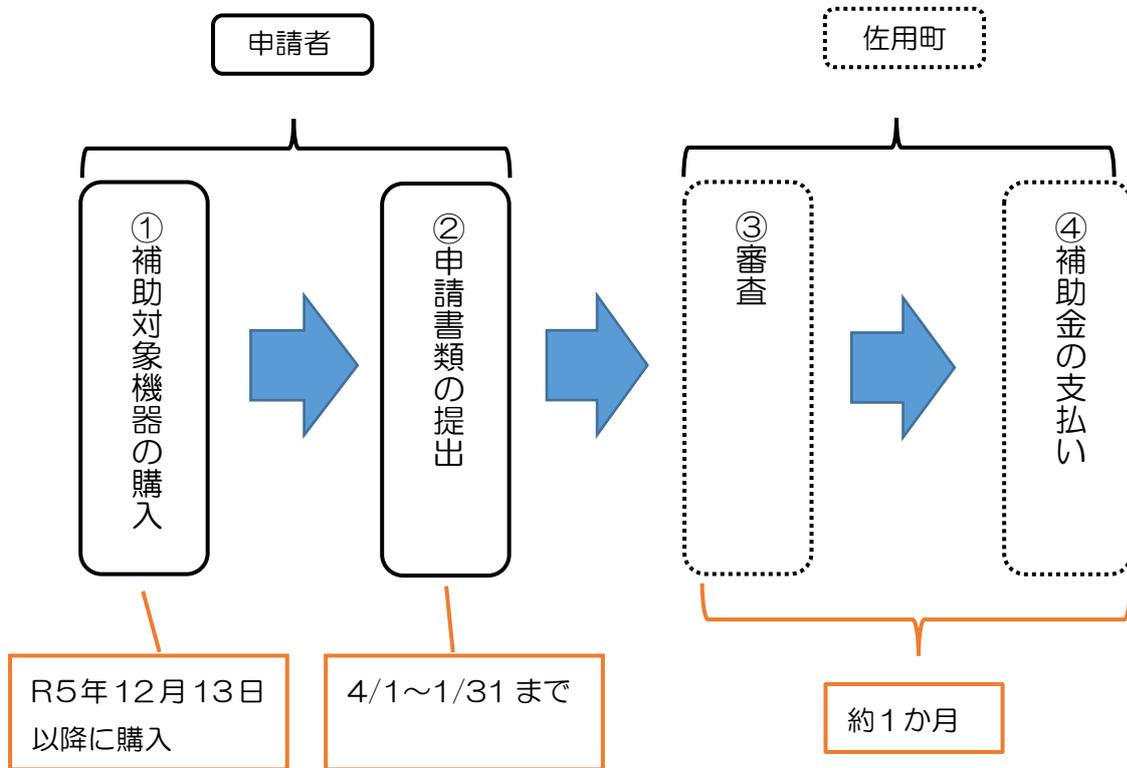
自動録音電話機：上限1万円

外付け録音機：上限5千円

※100円未満の端数は切り捨て

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等に係る経費は対象外です。

### 3. 補助金交付の流れ



### 4. 提出書類

- ・ 佐用町自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書
- ・ 自動録音電話機等の購入に係る領収書の写し（購入店、購入日、購入金額及び品名が確認できるもの）
- ・ 購入機器の仕様が分かる書類（カタログ、取扱説明書の写しなど）
- ・ 申請者の振込先預金通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ）

### 5. 提出先

企画防災課または各支所、出張所

### 6. その他

詳細については、町ホームページをご覧ください。企画防災課防災対策室（Tel 82-0664）へお問い合わせください。

佐用町ホームページ →

